

令和6年12月10日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会報告資料

教育委員会

## 目 次

ページ

I	「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画（素案）」について……………	1
II	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく教育委員会所管条例の見直し 結果について ……………	4
III	神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定素案について……………	5
IV	令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について……………	7
V	神奈川県立のふれあいの村の指定管理者の選定基準及び利用料金の見直しについて……………	15

# I 「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画（素案）」について

## 1 計画策定にあたって

### (1) 策定趣旨

令和元年の障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を作成することとされている（法定計画）。

このたび、現行の計画期間が終了するため、「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定する。

### (2) 計画期間

5年間（令和7～11年度）

### (3) 周知・公表

計画及び毎年度の取組状況について、イントラネットへの掲載等により全職員に周知し、県ホームページで公表する。

## 2 教育委員会における障害者雇用等の状況

### (1) 障害者採用選考の実施等

- 令和元年6月から、学校技能員の障害者採用を開始
- 令和元年度から、教員について、知的障害者及び精神障害者に対象を拡大。また、高等学校の実習助手、特別支援学校の寄宿舎指導員、図書館等の司書の障害者採用選考を開始
- 令和2年7月に設置した「神奈川県教育委員会サポートオフィス（以下「サポートオフィス」という。）」では、障害のある職員に適した業務の掘り起こし等を実施し、従来の集約型拠点に加え、県立学校及び教育委員会所管の行政機関への職員配置を拡大

### (2) 障害者雇用率の状況

令和6年9月1日現在

任命権者	法定雇用率	法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率
教育委員会	2.7%	24,747.0人	687.0人	2.78%

(3) 職場定着の状況

職場環境を理由とする不本意な離職 0人

(令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)

職種	(参考) 採用1年後の定着率	(参考) 平均勤続年数
教員	100%	7年11月
行政事務職員	92.4%	9年4月
小中学校事務職員	84.6%	6年6月
司書	100%	2年2月
学校技能員	93.0%	3年8月
実習助手	100%	3年1月

(4) 現状を踏まえた課題

ア 推進体制の整備に関すること

相談窓口等の周知強化や、全ての職員の障害理解を深める取組の推進

イ 職務の選定・マッチング等に関すること

障害特性や能力に応じた業務との適切なマッチングに繋がる取組の推進

ウ 職場環境の整備に関すること

障害のある職員の活躍に繋がるハード及びソフトの両面からの職場環境の整備

エ 職員の採用・育成等に関すること

障害特性や個性に応じた多様な職員採用や育成等の取組の検討

3 障害者の活躍推進に向けた取組

(1) 推進体制の整備

ア 推進体制の整備

イ 庁内検討会議等

ウ 相談先の確保等

エ 障害理解の促進

○ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」等の活用や、各所属の実情に応じた個別研修等の拡充

(2) 職務の選定・マッチング等

○ 本人が希望する場合には「就労パスポート」等を活用し、より適切に本人の特徴やアピールポイント、希望する配慮などを把握

○ サポートオフィスで実施する業務について局内調査を行い、障害の

ある職員に適した業務の掘り起こし等を実施。また、業務の掘り起こし等を主務とする指導員を配置

(3) 職場環境の整備

- 教育委員会事務局の担当職員が職場を訪問し、障害のある職員の勤務の状況を確認するとともに、障害のある職員および所属長等と面談

(4) 職員の採用・育成等

ア 障害者採用の取組

- 従来 of 集約型拠点に加え、県立学校及び教育委員会所管の行政機関への職員配置をさらに進めることで、サポートオフィスを拡大

イ キャリア形成に向けた取組

- サポートオフィスでの就労経験を活かし、サポートオフィス内での一般就労へのステップアップなど、本人のさらなる職業的な自立に向けた取組の推進

ウ 多様で柔軟な働き方の推進

- 行政事務職員等における、障害特性や程度に応じた、勤務場所にとらわれない、より柔軟な働き方の検討
- 障害特性等に応じて勤務時間をより柔軟に選択できるよう、週20時間未満の雇用を検討

エ 人事異動等における配慮

オ その他

- 難病患者等を対象とした多様な職員採用の検討

(5) 優先調達等

4 目標

項目	目標
障害者雇用率	法定雇用率を上回る障害者雇用の推進
職場定着	職場環境を理由とする不本意な離職を生じさせない

5 今後の予定

令和6年12月 県民意見募集の実施

令和7年3月 文教常任委員会に「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画（案）」を報告  
教育委員会に付議の上、「第2期 神奈川県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定

## Ⅱ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく教育委員会所管条例の見直し結果について

### 1 条例の見直しの趣旨等

県では、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づき条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、「神奈川県奨学金貸付条例」及び「神奈川県文化財保護条例」について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する（※前回見直しは令和元年度実施）。

### 2 条例の見直しの結果

条 例 名	見 直 し 結 果
神奈川県奨学金貸付条例 (昭和39年3月31日 条例第69号)	現行条例の改正・廃止の必要はないが、運用の改善等を検討する。
神奈川県文化財保護条例 (昭和30年4月1日 条例第13号)	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。

### Ⅲ 神奈川の教員の働き方改革に関する指針の改定素案について

令和元年10月に策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」について、対象期間が満了するため、今後の5年間程度を対象として、令和6年度中に改定する。

改定に当たっては、教員や、保護者・地域住民などの目線に立って、取組内容が伝わりやすいよう、明確で簡潔な構成とする。

#### 1 改定素案の概要

##### (1) 働き方改革の必要性

子どもたちが抱える困難が多様化・複雑化するとともに、保護者や地域の学校・教員に対する期待の高まりなどから、業務が増大し、教員の勤務実態は深刻な状況となっており、早急に働き方改革を進める必要がある。

##### (2) 基本方針

県・市町村・学校などが連携して働き方改革を推進し、長時間勤務を是正するとともに、全ての教員のウェルビーイングを向上させ、子どもたちへのより良い教育を実現する。

##### (3) 目標

###### ア 長時間勤務の是正

時間外在校等時間が月45時間を超える教員の割合 0%

###### イ 教員のウェルビーイングの向上（働きやすさと働きがいの両立）

(ア) 「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上

(イ) 「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

##### (4) 目標達成に向けた取組の方向性

県及び市町村教育委員会は、目標を達成するため、相互に十分な協力・連携を図りながら、一体として取組を進めていく。

###### ア 長時間勤務の是正

(ア) 教員が本来業務に注力できる環境づくり

(イ) 働き方改革の実効性を高める環境づくり

###### イ 教員のウェルビーイングの向上

(ア) 働きやすい職場環境づくり

(イ) 一人ひとりの教員がいきいきと活躍できる環境づくり

- (5) 重点取組  
現在、検討中

2 今後のスケジュール

- ～令和7年1月 市町村教育委員会等と協議  
3月 文教常任委員会に改定案を報告  
指針の改定・公表

## IV 令和5年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

### 1 調査の概要

#### (1) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

#### (2) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校<sup>※1</sup>、中等教育学校<sup>※2</sup>、高等学校及び特別支援学校の全校

※1 義務教育学校の1学年から6学年までは「小学校」に、7学年から9学年までは「中学校」に含む。

※2 中等教育学校の前期課程は「中学校」に、後期課程は「高等学校」に含む。

#### (3) 調査の流れ

令和5年度の状況について、各学校が調査項目に回答し、各公立学校分は県教育委員会が、各私立学校分は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

## 2 公立学校の調査結果

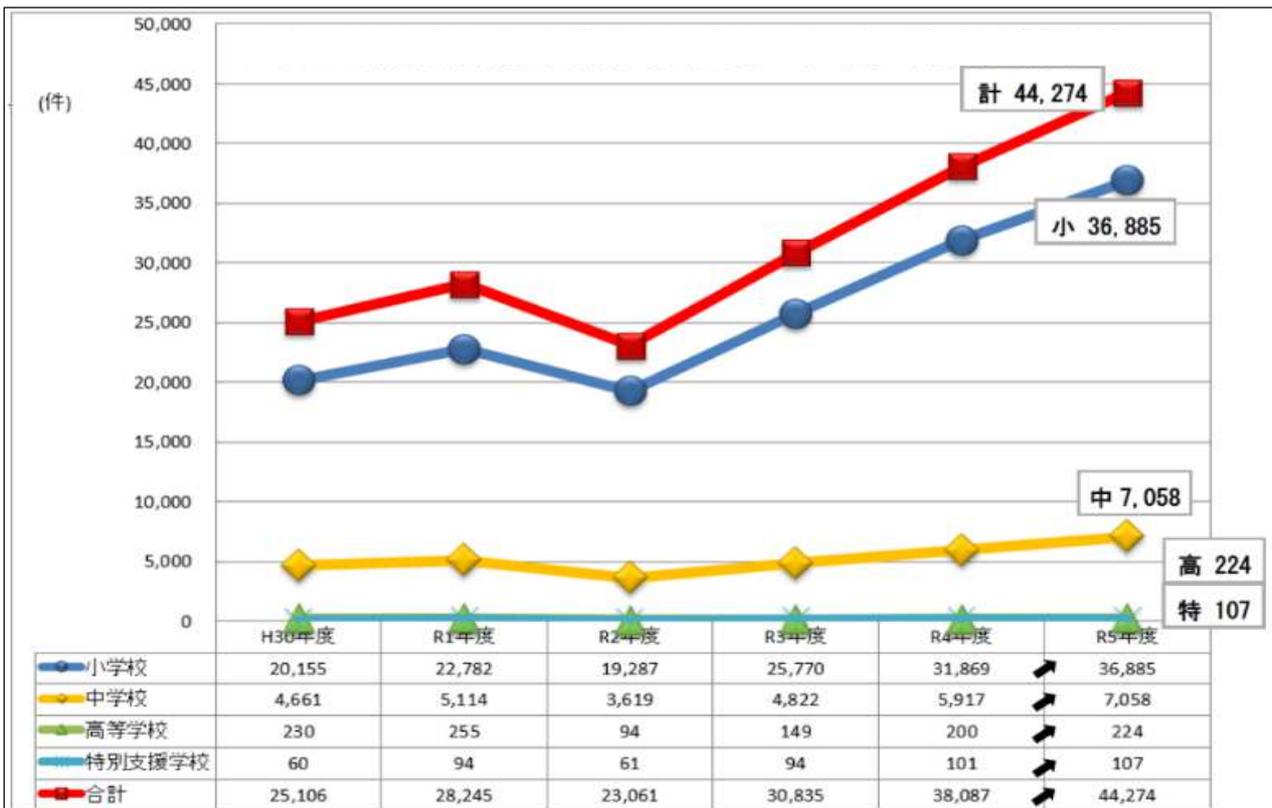
### (1) いじめについて

公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より6,187件増加し、44,274件だった。全ての校種において認知件数が増加した。（【図1】参照）

いじめの解消率は、令和6年3月31日（令和5年度末）時点の71.3%から、令和6年7月20日（夏季休業前）時点で91.6%となった。

いじめの認知件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知した結果といえる。そして認知したいじめの解消に向けて取り組んでいる。一方で、多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたことも事実である。いじめの背景には、心理的ストレスなどが考えられる。

【図1】いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）

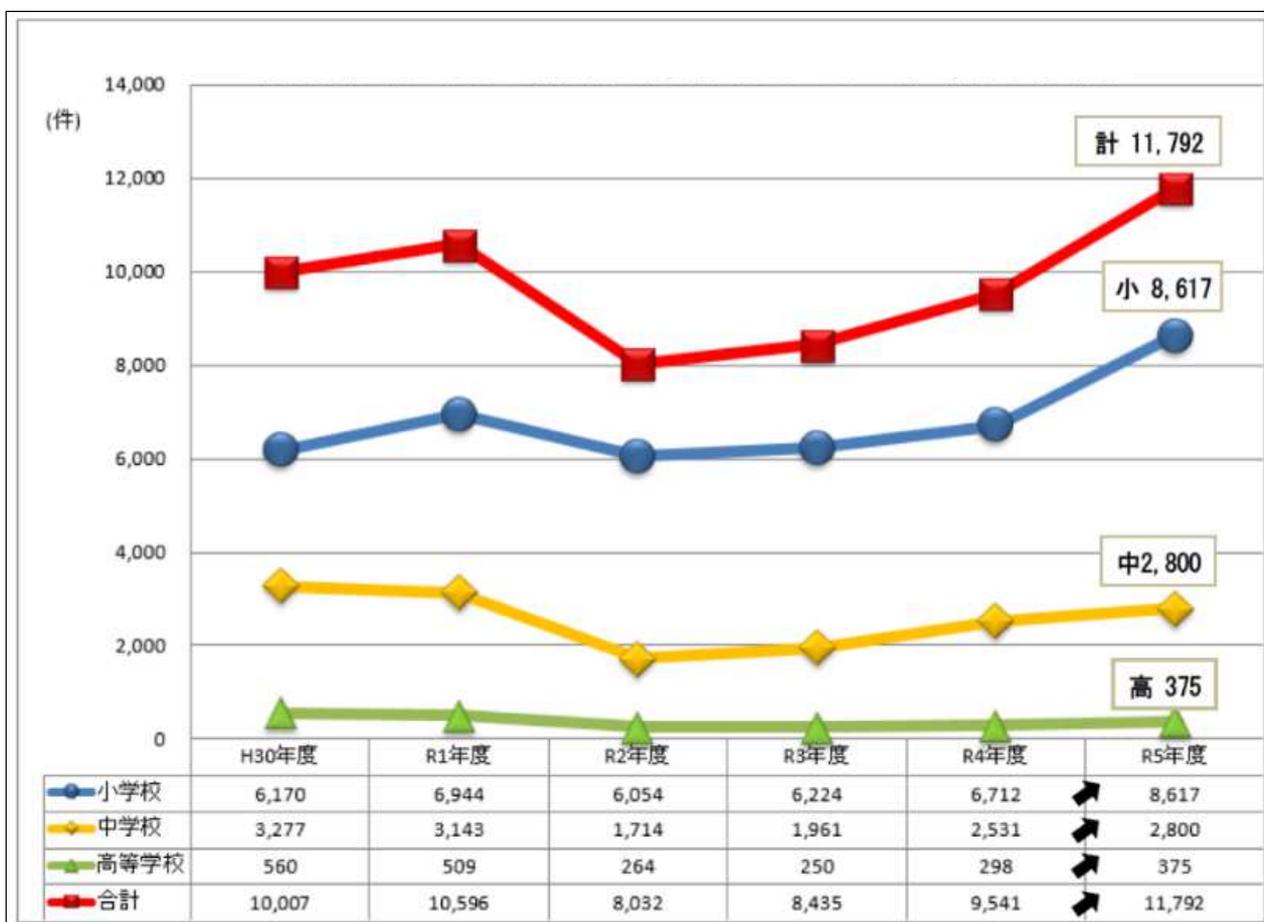


(2) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、前年度より2,251件増加し、11,792件だった。（【図2】参照）

暴力行為の発生件数の増加は、いじめの積極的な認知が暴力行為の把握にもつながっていることが一因と考えられる。暴力行為の背景には、自分の気持ちをうまく表現できずに衝動的な行動をとってしまうことなどが考えられる。

【図2】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）



(3) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

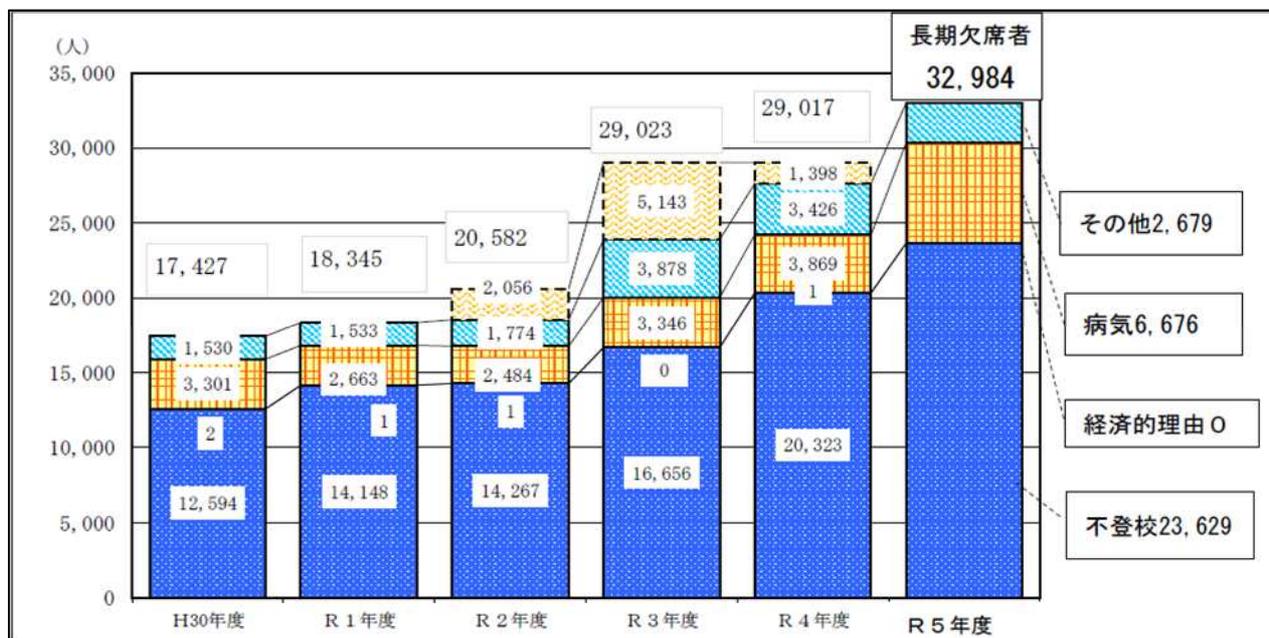
公立小・中学校における長期欠席者\*数は、前年度より3,967人増加し、32,984人だった。そのうち、不登校の児童・生徒数は前年度より3,306人増加し、23,629人だった。（【図3】参照）

不登校の児童・生徒数の増加は、コロナ禍による影響や、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得ること」、「不登校を問題行動として判断してはならないこと」、「適度な休養の必要性」等の「教育機会確保法」の趣旨の理解が進んでいることも背景として考えられる。

一方で、多くの児童・生徒が不登校となっており、そうした子どもたちにとって、学校が安全・安心な学びの場となっていないこともふまえ、今後も魅力ある学校づくりに努めていくことが必要である。

※ 年間に30日以上欠席した児童・生徒

【図3】理由別長期欠席者数の推移（公立小・中学校）

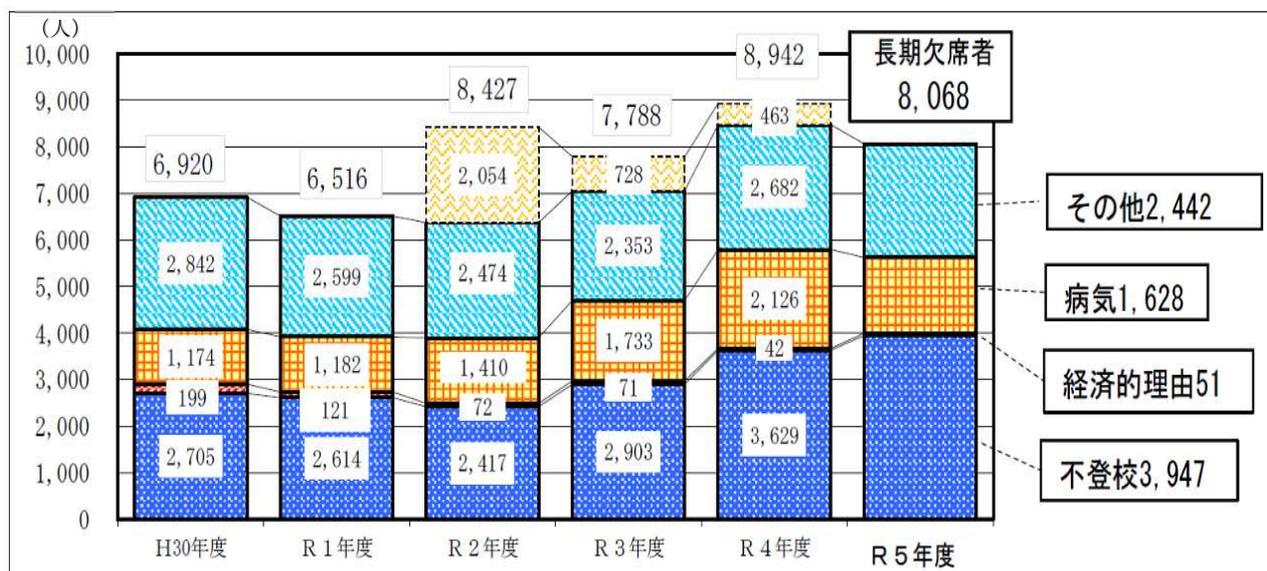


(4) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数は、前年度より874人減少し、8,068人だった。そのうち、不登校の生徒数は、前年度より318人増加し、3,947人だった。（【図4】参照）

「かながわ子どもサポートドック」の取組等を通じて、各学校が困難を抱える生徒を積極的に把握し、早期に支援した結果、長期欠席の未然防止につながったことに加え、長期欠席者の背景を丁寧に把握し、積極的に不登校と捉え支援したことが、不登校の割合が上昇した一因と考えられる。

【図4】理由別長期欠席者数の推移（公立高等学校全日・定時制合計）

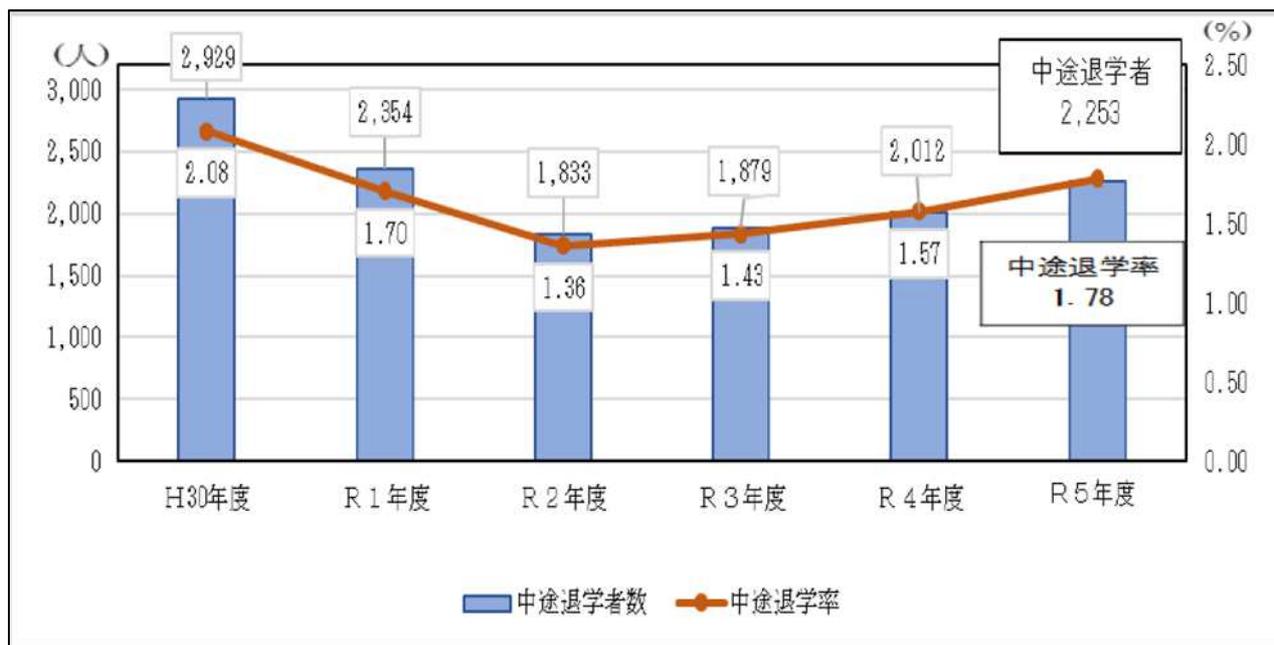


(5) 中途退学者について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数は、2,253人だった（全日制は161人増加、定時制は5人増加、通信制は75人増加）。中途退学率については、全課程で上昇した。（【図5】参照）

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、通常の学校生活が再開したが、コロナ禍の影響により生徒の学校に対する意識が変化し、学校生活の目的や意義を見出せなくなった生徒が増加したことが、中途退学率が上昇した一因として考えられる。

【図5】公立高等学校における中途退学者数の推移（全課程合計）



(6) 自殺の状況について（公立小・中・高等学校）

公立小・中・高等学校における児童・生徒の自殺は、前年度より11人減少し、21人だった。

本県の公立学校において、21人の児童・生徒の尊い命が失われたことを重く受け止め、令和5年度から実施している「かながわ子どもサポートドック」の取組を更に充実し、学校全体で自殺予防の取組をより一層推進していくことが必要である。

(7) 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

ア いじめ（小・中・高・特）

認知件数 5 番目：1,000人あたりの件数25番目

※前年度認知件数 4 番目：1,000人あたりの件数29番目

イ 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 9 番目

※前年度発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数11番目

ウ 不登校（小・中）

児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数22番目

※前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数20番目

エ 不登校（高校）

生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数14番目

※前年度生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数15番目

3 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

(1) 未然防止の取組

かながわ元気な学校ネットワークの推進

（平成23年度～）

一人ひとりの居場所と子ども同士の絆をつくる、魅力ある学校づくりなど、子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

(2) 早期発見・早期対応の取組

「かながわ子どもサポートドック」の推進

（令和5年度～）

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置の拡充により、専門人材と積極的に協働しながら、スクリーニングやプッシュ型面談等により、子どもたちが抱える困難を確実にキャッチし、支援につなぐことができる教育相談体制を強化し、取組を推進する。

(3) 継続的な支援の取組

フリースクール等と連携した不登校対策の推進

不登校の子どものために居場所づくりを進めるフリースクールやフリースペース等と連携し、不登校相談会等、社会的自立に向けた不登校対策を推進する。

【令和6年度新規事業】

ア メタバースの活用による新たな居場所づくり推進事業

イ 出席扱い促進のための学校との連携強化推進委託事業

V 神奈川県立のふれあいの村の指定管理者の選定基準及び利用料金の見直しについて

1 対象施設について

- (1) 足柄ふれあいの村
- (2) 愛川ふれあいの村

2 選定基準について

- (1) サービスの向上 (55点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

	評価項目		評価の視点	配点
	中項目	小項目		
サービスの向上	1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方</li> <li>・ 業務の一部を委託する場合の業務内容等</li> </ul>	5
	2 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境整備（施設内の樹木管理・除草、清掃・美化、保健衛生管理等）についての実施方針</li> <li>・ 維持修繕（施設・設備の維持管理、敷地内工作物の維持管理、備品等管理）についての実施方針</li> <li>・ 防災・防犯等の安全対策（自衛組織の編成及び訓練の実施、対応マニュアルの作成、夜間警備）についての実施方針</li> </ul>	5

	評価項目		評価の視点	配点
	中項目	小項目		
サービスの向上	3 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	自然体験活動の推進及びサービス向上のための取組等	<p>①自然体験活動の実施方針及び学校教育における自然体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じより多くの利用を図るために実施する自然体験活動事業の実施方針、内容等</li> <li>・学校教育における自然体験活動の推進に向けた考え方及び支援の方策（足柄ふれあいの村の場合には、不登校対策自然体験活動事業の実施を含む）</li> </ul> <p>②サービス向上や利用促進のための取組等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間を通じより多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等</li> <li>・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等</li> <li>・手話言語条例への対応</li> <li>・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容及び料金等</li> <li>・利用料金の設定、減免の考え方</li> </ul>	20
	4 事故防止等安全管理	日常の安全管理及び緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容</li> <li>・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針</li> <li>・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）</li> </ul>	10

	評価項目		評価の視点	配点
	中項目	小項目		
サービスの向上	5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との協力体制の構築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容</li> <li>・ 地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容</li> </ul>	15
	計			55

(2) 管理経費の節減等 (20点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

	評価項目		評価の視点	配点
	中項目	小項目		
管理経費の節減等	6 節減努力等	節減努力等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額×20点／提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）</li> </ul>	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

	評価項目		評価の視点	配点
	中項目	小項目		
団体の業務遂行能力	7 人的な能力、執行体制	人員配置及び業務委託の方針等	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況</li> <li>業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況</li> <li>指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況</li> </ul>	5
	8 財政的な能力	財政的な能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い</li> </ul>	5
	9 コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）</li> </ul>	5
	環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況</li> <li>再生可能エネルギー電力の利用に向けた取組</li> </ul>		

	評価項目		評価の視点	配点
	中項目	中項目		
団体の業務遂行能力	9 コンプライアンス、社会貢献	障がい者等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績</li> <li>・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方</li> <li>・手話言語条例への対応</li> </ul>	
		社会貢献への取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組</li> </ul>	
	10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況</li> <li>・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況</li> </ul>	5
11 これまでの実績	これまでの実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況</li> <li>・県又は他の自治体における指定取消しの有無</li> </ul>	5	
			計	25

### 3 利用料金の見直しについて

「指定管理者制度の運用に関する手引き」において、指定期間を更新する際には、施設設置条例に規定する利用料金の妥当性を必ず検証することとされている。

#### (1) 現状

神奈川県立のふれあいの村は、児童・生徒及び青少年等が、自然体験活動を通じて他者と交流しながら、自立心、協調性を育むふれあい活動のための施設である。

利用料金については、設置当初から、この施設の性格を第一に考え、近隣都県の類似施設を参考に、できるだけ低額に設定してきた。

#### (2) 課題

近年の物価や光熱水費の高騰、人件費の上昇など、施設の運営費用が増加しているため、物価上昇相当分を現行の利用料金に上乗せする利用料金の値上げ等を行うことが必要である。

#### (3) 見直しの考え方

##### ア 利用料金の値上げ

利用料金の値上げにあたって、利用料金は施設利用者の直接負担であることから、家計における物価変動を表す「消費者物価指数（C P I）」を使用し、各区分の料金を約10%値上げする。

##### イ 新たな料金の設定

「65歳以上」について、他の県立施設と同様に新たに利用料金を徴収することとし、料金も同様に「高校生」と同額とする。

#### (4) 見直しの内容

宿泊 利用	区分	小・中学生	高校生	65歳以上	その他の者	
	現 行		330円	660円	—	1,100円
改定案		360円	720円	720円	1,220円	
差 額		+30円	+60円	+720円	+120円	
日帰り 利用	区分	小・中学生	高校生	65歳以上	その他の者	
	現 行		170円	330円	—	550円
	改定案		180円	360円	360円	610円
	差 額		+10円	+30円	+360円	+60円

※端数が生じることから、料金区分ごとに率は完全には一致しない。

#### 4 今後の予定

- 令和7年2月 第1回県議会定例会に条例改正案を提出
- 4月～ 指定管理者を募集（利用料金の改定を募集要項に反映）
- 7月 外部評価委員会等による候補者選定
- 9月 第3回県議会定例会に指定管理者の指定議案を提出
- 令和8年4月 指定管理者による管理運営開始、改正条例の施行